

産後ケア事業のご案内

～産後の安心サポート～



R8. 4月～

出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるようにサポートします。
体調が良くない、授乳がうまくいかず辛い、赤ちゃんのお世話がわからない、自宅での子育てを手伝ってくれる人がいなくて不安・・・などの場合、産後ケア事業をご利用ください。

利用できる方

○田尻町在住の産後1年未満の産婦と乳児

※但し、医療行為が必要、感染症疑いがあるお母さん、赤ちゃんは利用できません。

ケア内容及び自己負担額

- 母へのケア(母体の健康相談、乳房ケア、休息の確保 等)
- 児へのケア(乳児の健康状態の確認、体重等の発育の確認、**スキンケア** 等)
- 授乳相談、沐浴の実施もしくは相談、児へのかかり方の相談、育児相談 等

※**上記産後ケア事業対象サービス以外のサービスを任意にご利用された場合は別途自己負担金が必要となります。**



	食事	利用者負担金 ※1		利用期間
		課税世帯	非課税世帯・ 生活保護世帯	
ショートステイ (宿泊のご利用) 原則午前10時～翌日午前10時	1泊3食付き	1泊2日:4,000円 (多胎児加算600円)	1泊2日:2,000円 (多胎児加算300円)	合わせて 7日間まで
デイサービス (日帰りのご利用) 原則午前10時～午後7時	1日2食付き	1日:1,900円 (多胎児加算290円)	1日:950円 (多胎児加算150円)	

※1 利用者負担金は施設でお支払いください。

利用方法

田尻町健康課に事前(**原則、初回利用希望日の5開庁日前まで**)に申請してください。

1. 利用申請: 「産後ケア事業利用申請書兼情報提供書」に必要事項を記入し、健康課に提出してください。
 <持ち物>母子健康手帳
 ※申請受付の際に、現在の母子のご様子や希望のケア内容等をお伺いいたします。
 ※利用されるご本人(母)以外の、代理の方の申請も可能です。(退院前の申請可)
2. 利用決定: ①健康課にて利用の可否の検討を行い、決定後「産後ケア事業利用承認決定通知書」をご自宅に郵送等でお送りします。
 ②**直接産後ケア提供施設に連絡し、日程調整を行ってください。**
「産後ケア事業利用決定通知書」は利用有効期間中、紛失しないようにしてください。
 ③**利用回数は通知書に記載されている合計回数を超えていないことを利用施設とご確認ください。**
3. 利 用: 必要物品をご持参のうえ、ご利用ください。
 なお、利用記録は「母子健康手帳」に**必ずご利用施設等で記入してもらってください。**

利用の取消し・変更

- 利用者の希望により変更又は中止する場合は、利用日の前々日の17時までに利用施設に電話等の手段により連絡してください。
それ以降の日程変更やキャンセルは、原則全ての方にキャンセル料(利用者負担金相当)が必要となりますので、施設に直接お支払いください。
- 何らかの理由で利用を中断した場合も、利用者負担金をお支払いください。

利用に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・マイナ保険証または資格確認書
- ・産後ケア事業利用承認決定通知書
- ・産後ケアに費用な育児物品 等、詳細は各施設に申し込み時等にご確認ください。

利用できる施設

大阪府の集合契約に加入している施設は利用できます。

詳しくは大阪府ホームページの産後ケア事業集合契約施設一覧をご覧ください。



【近隣の利用できる施設】

施設名	住所	電話番号	ショートステイ	ディサービス
谷口病院	泉佐野市大西 1-5-20	463-3232	○	○
笠松産婦人科・小児科	阪南市鳥取 192-2	471-3222	○	○
きた所産所	泉佐野市上之郷 5090-5	475-7313	○	○

その他注意点等

- ・施設により利用できる月齢が異なります。詳細は施設までお問合せください。
- ・きょうだいのご利用は原則できません。申請の際にご相談ください。

問い合わせ先・窓口

田尻町民生部健康課(たじりふれ愛センター内)

電話:072-466-8811

FAX:072-466-8841